

《 税務課 》

■ 主な業務内容

「適正かつ公平な課税」、「収納率の向上」を目指し、税務課では、3つのグループ（町県民税・固定資産税・収納）に分かれて上記目標の達成に向け、合計11名の職員で各種業務を遂行しております。本日は、各グループの取り組みについて簡単にご紹介させていただきます。

【 町県民税グループ 】

町県民税グループでは、町県民税の賦課徴収を行っています。

町県民税は、行政サービスに必要な費用の一部を住民がその担税力に応じて負担するという性格を持っています。町県民税には、個人の負担する個人町県民税と、会社などの負担する法人町民税（法人には県民税はかかりません。）があり、それぞれ、均等の税額を納めていただく均等割と所得に応じて納めていただく所得割（法人の場合は法人税割）からなります。

個人町県民税の納付方法は、会社員・公務員であれば、会社等が毎月給与から天引きし、翌月10日までに役場に納付されます。年金所得者であれば、年金機構等が年金支払時に天引きし、翌月10日迄に役場へ納付されます。自営業の場合は、自身で申告した税額を年4回に分けて納付書や口座振替で納付しています。

【 固定資産税グループ 】

固定資産税グループでは、固定資産税(土地、家屋、償却資産)の賦課徴収を行っています。

固定資産税の賦課期日が、1月1日、固定資産の価格等を毎年3月31日までに決定し、直ちに固定資産課税台帳へ登録させることから、土地・家屋については、公的資料（税通、農地転用届など）や現地調査(土地現況、家屋調査など)を基に、償却資産については、事業者から提出された申告書を基に、固定資産課税台帳登録に向けての評価、入力事務などを行っています。また、同グループでは、原付バイクや小型特殊などに賦課される軽自動車税（賦課期日：4月1日）も担当しており、原付バイク等の標識交付や納税通知書の発送日である5月初旬に向け、入力事務などを行っています。

【 収納グループ 】

収納グループでは、主に収納業務と滞納整理業務を担当しています。

収納業務として、町県民税グループ及び固定資産税グループが課税した町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税）の収納・管理と、町税の口座振替やコンビニエンスストアでの納付、及び地方税統一QRコード（eL-QR）による納付等、町税の納付に関する事務を行っています。

また、滞納整理業務として、納期を過ぎ滞納となった方への文書または電話での督促や、諸事情で納期までに納税出来ない方への納税相談業務を行っております。

また、十分な資力が有りながら、納税に応じない悪質な場合は、税の公平性を維持するため、法に基づいた差押等の業務も行っております。